

旧（令和6年10月改定版）										新（令和7年10月改定版）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編	章	節	条	項	編

旧（令和6年10月改定版）						新（令和7年10月改定版）								
編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	1	1	33	14	通行許可等	1	1	1	34	14	通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合	
1	1	1	34		施設管理	1	1	1	35		施設管理		条文追加による番号の修正	
1	1	1	35		諸法令の遵守	1	1	1	36		諸法令の遵守		条文追加による番号の修正	
1	1	1	35	1	(4) 労働基準法	(令和2年7月改正 法律第14号)	1	1	1	36	1	(4) 労働基準法	(令和6年5月改正 法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(8) 雇用保険法	(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	36	1	(8) 雇用保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(10) 健康保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)	1	1	1	36	1	(10) 健康保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(12) 建設労働者の雇 用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	36	1	(12) 建設労働者の雇 用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正 法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(13) 出入国管理及び 難民認定法	(令和4年12月改正 法律第97号)	1	1	1	36	1	(13) 出入国管理及び 難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(14) 道路法	(令和3年3月改正 法律第9号)	1	1	1	36	1	(14) 道路法	(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(15) 道路交通法	(令和5年5月改正 法律第19号)	1	1	1	36	1	(15) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第56号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(17) 道路運送車両法	(令和4年3月改正 法律第4号)	1	1	1	36	1	(17) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(19) 地すべり等防止 法	(平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	36	1	(19) 地すべり等防止 法	(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(20) 河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)	1	1	1	36	1	(20) 河川法	(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(21) 海岸法	(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	36	1	(21) 海岸法	(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(24) 漁港漁場整備法	(平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	36	1	(24) 漁港及び漁場の 整備等に関する法律	(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(26) 航空法	(令和4年6月改正 法律第62号)	1	1	1	36	1	(26) 航空法	(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(29) 森林法	(令和2年6月改正 法律第41号)	1	1	1	36	1	(29) 森林法	(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	36	1	(39) 砂利採取法	(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(42) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	36	1	(42) 測量法	(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(43) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	36	1	(43) 建築基準法	(令和6年6月改正 法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(44) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)	1	1	1	36	1	(44) 都市公園法	(令和6年5月改正 法律第40号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(48) 海上交通安全法	(令和3年6月改正 法律第53号)	1	1	1	36	1	(48) 海上交通安全法	(令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(51) 船員法	(令和3年6月改正 法律第75号)	1	1	1	36	1	(51) 船員法	(令和6年5月改正 法律第42号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(52) 船舶職員及び小 型船舶操縦者法	(平成30年6月改正 法律第59号)	1	1	1	36	1	(52) 船舶職員及び小 型船舶操縦者法	(令和5年5月改正 法律第24号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(56) 公共工事の入札及 び契約の適正化の促進 に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	36	1	(56) 公共工事の入札及 び契約の適正化の促進 に関する法律	(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(63) 厚生年金保険法	(令和5年3月改正 法律第3号)	1	1	1	36	1	(63) 厚生年金保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(68) 所得税法	(令和5年6月改正 法律第44号)	1	1	1	36	1	(68) 所得税法	(令和6年5月改正 法律第26号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(70) 船員保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)	1	1	1	36	1	(70) 船員保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(71) 著作権法	(令和3年6月改正 法律第52号)	1	1	1	36	1	(71) 著作権法	(令和6年6月改正 法律第55号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(72) 電波法	(令和4年12月改正 法律第93号)	1	1	1	36	1	(72) 電波法	(令和5年12月改正 法律第87号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(74) 労働保険の保険 料の徴収等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)	1	1	1	36	1	(74) 労働保険の保険 料の徴収等に関する法律	(令和6年6月改正 法律第47号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(78) 公共工事の品質 確保の促進に関する法律	(令和元年6月改正 法律第35号)	1	1	1	36	1	(78) 公共工事の品質 確保の促進に関する法律	(令和6年6月改正 法律第54号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(79) 警備業法	(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	36	1	(79) 警備業法	(令和5年6月改正 法律第63号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	1	(85) 高齢者、障害者 等の移動等の円滑化の 促進に関する法律	(令和5年6月改正 法律第58号)	1	1	1	36	1	(85) 高齢者、障害者 等の移動等の円滑化の 促進に関する法律	(令和6年6月改正 法律第53号)	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	36		官公庁等への手続等		1	1	1	37		官公庁等への手続等	条文追加による番号の修正	
1	1	1	37		施工時期及び施工時間 の変更		1	1	1	38		施工時期及び施工時間 の変更	条文追加による番号の修正	
1	1	1	38		工事測量		1	1	1	39		工事測量	条文追加による番号の修正	
1	1	1	39		不可抗力による損害		1	1	1	40		不可抗力による損害	条文追加による番号の修正	
1	1	1	40		特許権等		1	1	1	41		特許権等	条文追加による番号の修正	
1	1	1	40	3	著作権法に規定される 著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	41	3	著作権法に規定される 著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	41		保険の付保及び事故の 補償		1	1	1	42		保険の付保及び事故の 補償	条文追加による番号の修正	
1	1	1	42		臨機の措置		1	1	1	43		臨機の措置	条文追加による番号の修正	
1	1	1	43		石綿使用の有無		1	1	1	44		石綿使用の有無	条文追加による番号の修正	
1	2	3	1	4	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	誤記修正
1	2	3	1	6	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	3	1	6	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正

旧（令和6年10月改定版）						新（令和7年10月改定版）											
編 章 節 条 項					編章節条項 （項目見出し）	編 章 節 条 項					編章節条項 （項目見出し）	新条文					改定理由
1	2	3	2	3	異常時の処置	受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがある時は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに に その措置内容を監督員に通知しなければならない。	1	2	3	2	3	異常時の処置	受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがある時は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。	誤記修正			
1	2	4	1	8	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1- 18 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1- 20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正			
1	2	4	1	10	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1- 4 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	10	施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1- 6 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正			
1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1- 23 施工管理第8項の規定による。	1	2	4	4	10	路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1- 25 施工管理第8項の規定による。	誤記修正			
1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ 令和4年6月改正法律68号 ）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下「JIS認証工場」という。））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ 平成30年5月改正法律第33号 ）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマークを表示する認証を受けた製品を製造している工場（以下「JIS認証工場」という。））で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐※しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「監査合格工場」という。）等）から選定しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合			
2	1	1	2	1	一般事項	受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（県内産品）を原則として使用するものとする。ただし、 工事請負代金額が250万円未満の工事 、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。 県内産品の調達が困難な場合は、取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難い場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」を提出し、確認を受けなければならない。 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の 規格 に適合するものとする。	2	1	1	2	1	一般事項	受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（県内産品）を原則として使用するものとする。ただし、緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式による工事は対象外とする。 県内産品の調達が困難な場合は、取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難い場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」を提出し、確認を受けなければならない。	対象範囲の見直し			
2	2	3	4		アスファルト用再生骨材	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の 規格 に適合するものとする。	2	2	3	4		アスファルト用再生骨材	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の 目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更			
2	2	3	4		表2-2-12	アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4		表2-2-12	針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質	適用すべき諸基準類との整合			
2	2	3	5	2	石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2- 13 の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	2	石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2- 14 の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	3	5		表2-2-13	石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	4		表2-2- 14	石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	図表追加による番号の修正			
2	2	3	5	3	石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2- 14 の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	3	石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2- 15 の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	3	5		表2-2-14	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	2	2	3	5		表2-2- 15	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	図表追加による番号の修正			
2	2	3	6	1	瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2- 15 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2- 16 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料（ 再生舗装工法における新アスファルトを含む ）の品質は、表2-2- 16 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2- 17 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	条文追加による番号の修正			
2	2	3	6		表2-2-15	舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6		表2-2- 16	舗装用石油アスファルトの規格	図表追加による番号の修正			
2	2	3	6		表2-2-16	石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6		表2-2- 17	石油アスファルト乳剤の規格	図表追加による番号の修正			
2	2	6	2	1	適用規格	セメントは、表2-2- 17 の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	1	適用規格	セメントは、表2-2- 18 の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	6	2		表2-2-17	セメントの種類	2	2	6	2		表2-2- 18	セメントの種類	図表追加による番号の修正			
2	2	6	2	3	普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2- 18 の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2- 19 の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	6	2		表2-2-18	普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2		表2-2- 19	普通ポルトランドセメントの品質	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1	1	適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2- 15 の規格に適合するものとする	2	2	8	1	1	適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2- 16 の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1	2	ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2- 19 の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2- 19 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2- 20 の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2- 20 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1		表2-2-19	ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1		表2-2- 20	ポリマー改質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1	3	セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-2- 20 の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-2- 21 の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1		表2-2-20	セミブローンアスファルト（AC-100）の規格	2	2	8	1		表2-2- 21	セミブローンアスファルト（AC-100）の規格	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1	4	硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2- 21 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2- 22 の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2- 22 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2- 23 の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1		表2-2-21	硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1		表2-2- 22	硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正			
					表2-2-22	硬質アスファルトの標準的性状						表2-2- 23	硬質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1	5	石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2- 23 の規格に適合するものとする	2	2	8	1	5	石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2- 24 の規格に適合するものとする	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1		表2-2-23	ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1		表2-2- 24	ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	図表追加による番号の修正			
2	2	8	1	6	グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2- 21 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2- 22 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正			

旧（令和6年10月改定版）										新（令和7年10月改定版）									
編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	現行文	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由					
2	2	8	1	7		グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	7	グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-2-23に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正				
	2	2	8	3		再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする	2	2	8	3		再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正				
	2	2	8	3		表2-2-24	再生用添加剤の品質（エマルジョン系）	2	2	8	3		表2-2-25	再生用添加剤の品質（エマルジョン系）	図表追加による番号の修正				
	2	2	8	3		表2-2-25	再生用添加剤の品質（オイル系）	2	2	8	3		表2-2-26	再生用添加剤の品質（オイル系）	図表追加による番号の修正				
	2	2	8	3		表2-2-26	再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3		表2-2-27	再生用添加剤の標準的性状	図表追加による番号の修正				
	2	2	9	1	1	一般事項	種子の種類、品質及び配合は、設計図書の定めによる。 また、表2-2-27(1)の兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物（ブラックリスト種）及び、表2-2-27(2)の「神戸市生物多様性の保全に関する条例」で定めるブラックリスト種（神戸市内の工事のみ適用）は、使用してはならない。	2	2	9	1	1	一般事項	種子の種類、品質及び配合は、設計図書の定めによる。 また、表2-2-28(1)の兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物（ブラックリスト種）及び、表2-2-28(2)の「神戸市生物多様性の保全に関する条例」で定めるブラックリスト種（神戸市内の工事のみ適用）は、使用してはならない。	図表追加による番号の修正				
	2	2	9	1		表2-2-27(1)	植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（兵庫県全域）	2	2	9	1		表2-2-28(1)	植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（兵庫県全域）	図表追加による番号の修正				
	2	2	9	1		表2-2-27(2)	植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（神戸市内）	2	2	9	1		表2-2-28(2)	植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（神戸市内）	図表追加による番号の修正				
	2	2	9	1	1	[注2]	下線部は、表2-2-27(1)とは異なる植物（産地限定の違いも含む）	2	2	9	1	1	[注2]	下線部は、表2-2-28(1)とは異なる植物（産地限定の違いも含む）	図表追加による番号の修正				
	2	2	9	1	1		なお、表2-2-27(1)及び表2-2-27(2)は平成30年10月現在のものであるため、施工前に下記ホームページにて確認をおこなうこと。	2	2	9	1	1		なお、表2-2-28(1)及び表2-2-28(2)は平成30年10月現在のものであるため、施工前に下記ホームページにて確認をおこなうこと。	図表追加による番号の修正				
							なお、表2-2-27(1)及び表2-2-27(2)は平成30年10月現在のものであるため、施工前に下記ホームページにて確認をおこなうこと。							なお、表2-2-28(1)及び表2-2-28(2)は令和7年10月現在のものであるため、施工前に下記ホームページにて確認をおこなうこと。					
	2	2	9	1	1		ひょうごの生物多様性ひろば： http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/sub03.html 神戸市の生物多様性に関するポータルサイト： http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/biodiversity/index.html	2	2	9	1	1		ひょうごの生物多様性ひろば： https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/environment/leg_240/leg_2820 神戸市の生物多様性に関するポータルサイト： https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/index.html	図表追加による番号の修正、適用すべき諸基準類との整合、WebURLの更新				
						(4) 反射シート	標示板に使用する反射シートは、広角プリズム型反射シート、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-28(1)、表2-2-28(2)、表2-2-28(3)に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は表2-2-28(1)、表2-2-28(2)、表2-2-28(3)に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	2					(4) 反射シート	標示板に使用する反射シートは、広角プリズム型反射シート、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-29(1)、表2-2-29(2)、表2-2-29(3)に示す規格以上のものとする。 また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は表2-2-29(1)、表2-2-29(2)、表2-2-29(3)に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	図表追加による番号の修正				
	2	2	12	1		表2-2-28(1)	反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1		表2-2-29(1)	反射性能（広角プリズム型反射シートの再帰反射係数）	図表追加による番号の修正				
	2	2	12	1		表2-2-28(2)	反射性能（封入レンズ型反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1		表2-2-29(2)	反射性能（封入レンズ型反射シートの再帰反射係数）	図表追加による番号の修正				
	2	2	12	1		表2-2-28(3)	反射性能（カプセルレンズ型反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1		表2-2-29(3)	反射性能（カプセルレンズ型反射シートの再帰反射係数）	図表追加による番号の修正				
	3	2	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（平成26年12月一部改正）	3	2	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（令和6年3月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合				
	3	2	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	3	2	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）	適用すべき諸基準類との整合				
	3	2	2			適用すべき諸基準	厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）	3	2	2			適用すべき諸基準	厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（令和5年12月）	適用すべき諸基準類との整合				
						アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-22、表3-2-23の規格に適合するものとする。						アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-3 5. 鉄構スラグの規格（路盤材用）の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	適用すべき諸基準類との整合及び条文の追加				
	3	2	6	3	11			3	2	6	3	11							
	3	2	6	3		表3-2-22	鉄鋼スラグの品質規格	3	2	6	3				削除				
	3	2	6	3		表3-2-23	アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3				削除				
	3	2	6	3	15	適用規格（再生アスファルト(2)）	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。	3	2	6	3	15	適用規格（再生アスファルト(2)）	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、令和6年3月）による。	適用すべき諸基準類との整合				
	3	2	6	3	21	マーシャル安定度試験	表3-2-24、表3-2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	マーシャル安定度試験	表3-2-22、表3-2-23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	図表削除による番号の修正				
	3	2	6	3		表3-2-24	マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3		表3-2-22	マーシャル安定度試験基準値	図表削除による番号の修正				
	3	2	6	3		表3-2-24	アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3		表3-2-23	アスファルト混合物の種類と粒度範囲	図表削除による番号の修正				
	3	2	6	7	3	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-26の規格による。	3	2	6	7	3	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-24の規格による。	図表削除による番号の修正				
	3	2	6	7		表3-2-26	安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7		表3-2-24	安定処理路盤の品質規格	図表削除による番号の修正				
	3	2	6	7	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-25に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	図表削除による番号の修正				
						適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章 及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章 及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合				
						適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9	2	適用規定(2)	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合				
	3	2	6	9	3	バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。	図表削除による番号の修正				

旧（令和6年10月改定版）						新（令和7年10月改定版）								
編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	現行文	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
3	2	6	9		表3-2-28	ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9		表3-2-26	ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	図表削除による番号の修正
3	2	6	9	4	タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表3-2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	図表削除による番号の修正
3	2	6	9		表3-2-29	アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9		表3-2-27	アスファルト乳剤の標準的性状	図表削除による番号の修正
3	2	6	9	5	ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-30を標準とし、表3-2-31に示す目標値を満足するように決定する。	3	2	6	9	5	ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-28を標準とし、表3-2-29に示す目標値を満足するように決定する。	図表削除による番号の修正
3	2	6	9		表3-2-30	ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9		表3-2-28	ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	図表削除による番号の修正
3	2	6	9		表3-2-31	ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9		表3-2-29	ポーラスアスファルト混合物の目標値	図表削除による番号の修正
3	2	6	9	8	施工工程	受注者は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。 なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	3	2	6	9	8	施工工程	受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。 なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	誤記修正
3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表3-2-32(1)、(2)を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	(2)	接着剤の規格は表3-2-30(1)、(2)を満足するものでなければならない。	図表削除による番号の修正
3	2	6	11			表3-2-32(1) 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11			表3-2-30(1) 接着剤の規格鋼床版用	図表削除による番号の修正
3	2	6	11			表3-2-32(2) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11			表3-2-30(2) 接着剤の規格コンクリート床版用	図表削除による番号の修正
3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-2-33に適合するものとする。 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8	(1)	骨材の標準粒度範囲は表3-2-31に適合するものとする。 骨材の標準粒度範囲	図表削除による番号の修正
					表3-2-33		3	2	6	11		表3-2-31		図表削除による番号の修正
3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合するものとする。	3	2	6	11	8	(2)	標準アスファルト量の規格は表3-2-32に適合するものとする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	11		表3-2-34	標準アスファルト量	3	2	6	11		表3-2-32	標準アスファルト量	図表削除による番号の修正
3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-2-33の基準値を満足するものでなければならない。	図表削除による番号の修正
3	2	6	11		表3-2-35	アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11		表3-2-33	アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	図表削除による番号の修正
3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。	3	2	6	11	11	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-34を満足するものとする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	11		表3-2-36	アスファルトプラントにおける標準加熱温度						表3-2-34	アスファルトプラントにおける標準加熱温度	図表削除による番号の修正
3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-35の規格を満足するものでなければならない。	図表削除による番号の修正
3	2	6	11		表3-2-37	目地材の規格	3	2	6	11		表3-2-35	目地材の規格	図表削除による番号の修正
3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	12		表3-2-38	安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12		表3-2-36	安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	図表削除による番号の修正
3	2	6	12		表3-2-39	安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12		表3-2-37	安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	図表削除による番号の修正
3	2	6	12	4	(1)	熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	(1)	熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	12		表3-2-40	マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12		表3-2-38	マーシャル安定度試験基準値	図表削除による番号の修正
3	2	6	12	6	コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-41の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	6	コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-39の規格に適合するものとする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	12		表3-2-41	コンクリートの配合基準	3	2	6	12		表3-2-39	コンクリートの配合基準	図表削除による番号の修正
3	2	6	12	7	材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-42の許容誤差の範囲内とする。	3	2	6	12	7	材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-40の許容誤差の範囲内とする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	12		表3-2-42	計量誤差の許容値	3	2	6	12		表3-2-40	計量誤差の許容値	図表削除による番号の修正
3	2	6	12	9	(1)	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	(1)	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	誤記修正
3	2	6	12	12	(3)	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	12	(3)	なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	誤記修正
3	2	6	12	13	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40 に適合するものとする。	3	2	6	12	13	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37 に適合するものとする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	12	13	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	3	2	6	12	13	(4)	受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-41によるものとする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	12		表3-2-43	示方配合表	3	2	6	12		表3-2-41	示方配合表	図表削除による番号の修正
3	2	6	12	14	(9)	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表3-2-44を標準とする。	3	2	6	12	14	(9)	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表3-2-42を標準とする。	図表削除による番号の修正
3	2	6	12		表3-2-44	注入目地材（加熱施工式）の品質	3	2	6	12		表3-2-42	注入目地材（加熱施工式）の品質	図表削除による番号の修正
3	2	9	14	1	骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。	3	2	9	14	1	骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。	誤記修正
3	2	9	15	1	工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-17工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-19工事現場発生品の規定による。	誤記修正
3	2	9	15	2	建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。	誤記修正

旧（令和6年10月改定版）										新（令和7年10月改定版）									
編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	現行文	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由					
3	2	10	5	3	適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。	3	2	10	5	3	適用規定	受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。	適用すべき諸基準類との整合					
3	2	10	23		足場工	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23		足場工	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 令和5年12月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合					
3	2	12	2	3	溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-46に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-44に従って設定しなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	2		表3-2-46	溶接材料区分	3	2	12	2		表3-2-44	溶接材料区分	図表削除による番号の修正					
3	2	12	2	4	被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-47に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	4	被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-45に従って乾燥させなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	2		表3-2-47	溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2		表3-2-45	溶接棒乾燥の温度と時間	図表削除による番号の修正					
3	2	12	2	5	サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-48に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	5	サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-46に従って乾燥させなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	2		表3-2-48	フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	2		表3-2-46	フラックスの乾燥の温度と時間	図表削除による番号の修正					
3	2	12	2	7	(4)	受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-49の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	(4)	受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-47の基準を遵守しなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	2		表3-2-49	多液形塗料の可使時間	3	2	12	2		表3-2-47	多液形塗料の可使時間	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	1	(2) 工作⑦	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-50に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	(2) 工作⑦	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-48に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-50	シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3		表3-2-48	シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	1	(8) 予熱	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-52の条件を満たす場合に限り、表3-2-51により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は3-2-53とする。	3	2	12	3	1	(8) 予熱	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を表3-2-50の条件を満たす場合に限り、表3-2-49により予熱することを標準とする。 なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は3-2-51とする。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-51	予熱温度の標準	3	2	12	3		表3-2-49	予熱温度の標準	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-52	予熱温度の標準を適用する場合のP _{CM} の条件	3	2	12	3		表3-2-50	予熱温度の標準を適用する場合のP _{CM} の条件	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-53	P _{CM} 値と予熱温度の標準	3	2	12	3		表3-2-51	P _{CM} 値と予熱温度の標準	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	1	(11) 溶接の検査①	受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-54に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	3	2	12	3	1	(11) 溶接の検査①	受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-52に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-54	主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3		表3-2-52	主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	1	(11) 溶接の検査②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレート溶接部については、表3-2-55に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	(11) 溶接の検査②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレート溶接部については、表3-2-53に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-55	現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3		表3-2-53	現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	1	(12) 欠陥部の補修	受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。	3	2	12	3	1	(12) 欠陥部の補修	受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-56	補修方法は、表3-2-56に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3		表3-2-54	補修方法は、表3-2-54に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		(13) ひずみとり	欠陥の補修方法	3	2	12	3		(13) ひずみとり	欠陥の補修方法	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	1		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-57によるものとする。	3	2	12	3	1		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-55によるものとする。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-57	ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3		表3-2-55	ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	2	(1)	ボルト孔の径は、表3-2-58に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	(1)	ボルト孔の径は、表3-2-56に示すとおりとする。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-58	ボルト孔の径	3	2	12	3		表3-2-56	ボルト孔の径	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	2	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表3-2-59に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表3-2-57に示すとおりとする。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-59	ボルト孔の径の許容差	3	2	12	3		表3-2-57	ボルト孔の径の許容差	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3	2	(3)②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-60のとおりにしなければならない。	3	2	12	3	2	(3)②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-58のとおりにしなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	3		表3-2-60	ボルト孔の貫通率及び停止率	3	2	12	3		表3-2-58	ボルト孔の貫通率及び停止率	図表削除による番号の修正					
3	2	12	8	2	アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-61によるなければならない。	3	2	12	8	2	アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-59によるなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	8		表3-2-61	ねじの種類、ピッチ及び精度	3	2	12	8		表3-2-59	ねじの種類、ピッチ及び精度	図表削除による番号の修正					
3	2	12	11	3	気温 湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-62の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されている時は、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	気温 湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-60の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されている時は、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	図表削除による番号の修正					
3	2	12	11		表3-2-62	塗装禁止条件	3	2	12	11		表3-2-60	塗装禁止条件	図表削除による番号の修正					
3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-28後片付け）を行わなければならない。	3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-1-30後片付け）を行わなければならない。	条文追加による番号の修正					

旧（令和6年10月改定版）						新（令和7年10月改定版）								
編	章	節	条	項	編章節条 （項目見出し）	現行文	編	章	節	条	項	編章節条 （項目見出し）	新条文	改定理由
4	3	24	1	2		受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定による。	4	3	24	1	2		受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。	誤記修正
6	1	2			適用すべき諸基準 作業船運転工	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	6	1	2			適用すべき諸基準 作業船運転工	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正） 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合 誤記修正
6	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
6	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月）	6	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 河川砂防技術基準（令和6年5月）	適用すべき諸基準類との整合
6	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	6	3	2			適用すべき諸基準	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和6年3月）	適用すべき諸基準類との整合
6	4	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	4	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
6	4	3	8		鑄造費	受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）によるなければならない。	6	4	3	8		鑄造費	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
6	5	1	5		適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による	6	5	1	5		適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据え付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による	適用すべき諸基準類との整合
6	5	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	5	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
6	6	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	6	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
6	7	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	7	2			適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
8	3	4	6	1	PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	8	3	4	6	1	PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	誤記修正
8	3	9	1	2	施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	8	3	9	1	2	施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
10	1	2			適用すべき諸基準	日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）								重複記載のため削除
10	1	7	1	2	適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工―擁壁工指針5-11・6-10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	1	7	1	2	適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工―擁壁工指針5-11・6-10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	一部削除
10	2	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	10	2	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）	適用すべき諸基準類との整合
10	4	3	11		鑄造費	橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	10	4	3	11		鑄造費	橋歴板に用いる資材は、第3編3-2-3-27銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
10	5	3	7		鑄造費	橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	10	5	3	7		鑄造費	橋歴板に用いる資材は、第3編3-2-3-27銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
10	6	2			適用すべき諸基準	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）	10	6	2			適用すべき諸基準	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（令和6年3月）	適用すべき諸基準類との整合
10	6	6	4	5	適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-23施工管理第8項の規定による。	10	6	6	4	5	適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-25施工管理第8項の規定による。	誤記修正
10	6	8	6	2	標示板の材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	10	6	8	6	2	標示板の材質	標示板に用いる材質は、第3編3-2-3-27銘板工の規定による。なお、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
10	7	6	5	2	銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。	10	7	6	5	2	銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-27銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
10	8	7	5	2	銘板の材質 臨機の措置	銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	8	7	5	2	銘板の材質 臨機の措置	銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-27銘板工の規定による。 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合 誤記修正
10	14	1	5				10	14	1	5				
10	14	2			適用すべき諸基準 (3) 最大乾燥密度	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月） 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	2			適用すべき諸基準 (3) 最大乾燥密度	日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月） 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合 誤記修正
10	14	4	7	1			10	14	4	7	1			
10	14	4	7	2	(2) 室内配合①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	10	14	4	7	2	(2) 室内配合①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	図表削除による番号の修正
10	14	4	7	2	(3) 現場配合	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	10	14	4	7	2	(3) 現場配合	受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-22マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	図表削除による番号の修正
10	15	3	1	2	施工計画書	除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。 なお、第1編1-1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	10	15	3	1	2	施工計画書	除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。 なお、第1編1-1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	誤記修正
10	16	1	5		臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	5		臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-43臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
10	16	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	10	16	2			適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧（令和6年3月）	適用すべき諸基準類との整合

旧（令和6年10月改定版）						新（令和7年10月改定版）																																																																																																			
編	章	節	条	項	編章節条項 （項目見出し）	現行文	編	章	節	条	項	編章節条項 （項目見出し）	新条文	改定理由																																																																																											
10	16	24	4	27	騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定によらなければならない。	10	16	24	4	27	騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-32環境対策の規定によらなければならない。	誤記修正																																																																																											
10	16	24	5	6	騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	10	16	24	5	6	騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-32環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	誤記修正																																																																																											
13	2	1	2	4	発生土処理(1)	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	13	2	1	2	4	発生土処理(1)	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正																																																																																											
13	2	2	2	15	発生土処理	受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	13	2	2	2	15	発生土処理	受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正																																																																																											
13	2	3	2	15	発生土処理	受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	13	2	3	2	15	発生土処理	受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正																																																																																											
13	2	4	2	7	(3)	受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	13	2	4	2	7	(3)	受注者は、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正																																																																																											
13	3	14	1		(2)	受注者は、建設副産物にあたっては、第1編1-1-1-18建設副段物及び第3編3-2-9-15運搬処理工の規定とする。	13	3	14	1		(2)	受注者は、建設副産物にあたっては、第1編1-1-1-20建設副段物及び第3編3-2-9-15運搬処理工の規定とする。	誤記修正																																																																																											
					表2-2-4	<table><caption>表 2-2-4 再生砕石の粒度</caption><tr><th colspan="2">粒 度 範 囲 （呼び名）</th><th>40～0 （ R C － 40 ）</th><th>30～0 （ R C － 30 ）</th><th>20～0 （ R C － 20 ）</th></tr><tr><th rowspan="9">ふるい目の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>60～90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。	粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R C － 40 ）	30～0 （ R C － 30 ）	20～0 （ R C － 20 ）	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	60～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35									表2-2-4	<table><caption>表 2-2-4 再生砕石の粒度</caption><tr><th colspan="2">粒 度 範 囲 （呼び名）</th><th>40～0 （ R C － 40 ）</th><th>30～0 （ R C － 30 ）</th><th>20～0 （ R C － 20 ）</th></tr><tr><th rowspan="9">ふるい目の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td></td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>60～90</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R C － 40 ）	30～0 （ R C － 30 ）	20～0 （ R C － 20 ）	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100		26.5mm	—	—	100	19mm	50～80	55～85	95～100	13.2mm	—	—	60～90	4.75mm	15～40	15～45	20～50	2.36mm	5～25	5～30	10～35					適用すべき諸基準類との整合								
粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R C － 40 ）	30～0 （ R C － 30 ）	20～0 （ R C － 20 ）																																																																																																					
ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																							
	37.5mm	95～100	100																																																																																																						
	31.5mm	—	95～100																																																																																																						
	26.5mm	—	—	100																																																																																																					
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																																					
	13.2mm	—	—	60～90																																																																																																					
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																																					
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																																					
粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R C － 40 ）	30～0 （ R C － 30 ）	20～0 （ R C － 20 ）																																																																																																					
ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																							
	37.5mm	95～100	100																																																																																																						
	31.5mm	—	95～100																																																																																																						
	26.5mm	—	—	100																																																																																																					
	19mm	50～80	55～85	95～100																																																																																																					
	13.2mm	—	—	60～90																																																																																																					
	4.75mm	15～40	15～45	20～50																																																																																																					
	2.36mm	5～25	5～30	10～35																																																																																																					
					表2-2-5	<table><caption>表 2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</caption><tr><th colspan="2">粒 度 範 囲 （呼び名）</th><th>40～0 （ R M － 40 ）</th><th>30～0 （ R M － 30 ）</th><th>25～0 （ R M － 25 ）</th></tr><tr><th rowspan="10">ふるい目の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>60～90</td><td>60～90</td><td>—</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>55～85</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>30～65</td><td>30～65</td><td>30～65</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>20～50</td><td>20～50</td><td>20～50</td></tr><tr><td>425 μ m</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr><tr><td>75 μ m</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。	粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R M － 40 ）	30～0 （ R M － 30 ）	25～0 （ R M － 25 ）	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～90	60～90	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～65	30～65	30～65	2.36mm	20～50	20～50	20～50	425 μ m	10～30	10～30	10～30	75 μ m	2～10	2～10	2～10					表2-2-5	<table><caption>表 2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</caption><tr><th colspan="2">粒 度 範 囲 （呼び名）</th><th>40～0 （ R M － 40 ）</th><th>30～0 （ R M － 30 ）</th><th>25～0 （ R M － 25 ）</th></tr><tr><th rowspan="10">ふるい目の開き</th><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>31.5mm</td><td>—</td><td>95～100</td><td>100</td></tr><tr><td>26.5mm</td><td>—</td><td>—</td><td>95～100</td></tr><tr><td>19mm</td><td>60～90</td><td>60～90</td><td>—</td></tr><tr><td>13.2mm</td><td>—</td><td>—</td><td>55～85</td></tr><tr><td>4.75mm</td><td>30～65</td><td>30～65</td><td>30～65</td></tr><tr><td>2.36mm</td><td>20～50</td><td>20～50</td><td>20～50</td></tr><tr><td>425 μ m</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr><tr><td>75 μ m</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr></table> 〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R M － 40 ）	30～0 （ R M － 30 ）	25～0 （ R M － 25 ）	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95～100	100		31.5mm	—	95～100	100	26.5mm	—	—	95～100	19mm	60～90	60～90	—	13.2mm	—	—	55～85	4.75mm	30～65	30～65	30～65	2.36mm	20～50	20～50	20～50	425 μ m	10～30	10～30	10～30	75 μ m	2～10	2～10	2～10	適用すべき諸基準類との整合
粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R M － 40 ）	30～0 （ R M － 30 ）	25～0 （ R M － 25 ）																																																																																																					
ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																							
	37.5mm	95～100	100																																																																																																						
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																					
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																																					
	19mm	60～90	60～90	—																																																																																																					
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																					
	4.75mm	30～65	30～65	30～65																																																																																																					
	2.36mm	20～50	20～50	20～50																																																																																																					
	425 μ m	10～30	10～30	10～30																																																																																																					
	75 μ m	2～10	2～10	2～10																																																																																																					
粒 度 範 囲 （呼び名）		40～0 （ R M － 40 ）	30～0 （ R M － 30 ）	25～0 （ R M － 25 ）																																																																																																					
ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																							
	37.5mm	95～100	100																																																																																																						
	31.5mm	—	95～100	100																																																																																																					
	26.5mm	—	—	95～100																																																																																																					
	19mm	60～90	60～90	—																																																																																																					
	13.2mm	—	—	55～85																																																																																																					
	4.75mm	30～65	30～65	30～65																																																																																																					
	2.36mm	20～50	20～50	20～50																																																																																																					
	425 μ m	10～30	10～30	10～30																																																																																																					
	75 μ m	2～10	2～10	2～10																																																																																																					

[illegible]

旧（令和6年10月改定版）					新（令和7年10月改定版）																																																													
編	章	節	条	項	編					章	節	条	項	新条文					改定理由																																															
編章節条 (項目見出し)					編章節条 (項目見出し)					編章節条 (項目見出し)					新条文					改定理由																																														
表2-2-26					表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用					表2-2-27					表 2-2-27 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用					適用すべき諸基準類との整合																																														
					<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度（60℃）</td><td>mm²/S</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点</td><td>℃</td><td>250 以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td><td></td><td>2 以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率</td><td>%</td><td>±3 以内</td></tr><tr><td>密 度（15℃）</td><td>g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組 成（石油学会規格 JPI-5S-70-10）</td><td></td><td>報告</td></tr></table> 〔注〕密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。					項 目		標準的性状	動 粘 度（60℃）	mm ² /S	80～1,000	引 火 点	℃	250 以上	薄膜加熱後の粘度比（60℃）							2 以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3 以内	密 度（15℃）	g/cm ³	報告	組 成（石油学会規格 JPI-5S-70-10）		報告						<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動 粘 度（60℃）</td><td>mm²/S</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引 火 点</td><td>℃</td><td>250 以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td><td></td><td>2 以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率</td><td>%</td><td>±3 以内</td></tr><tr><td>密 度（15℃）</td><td>g/cm³</td><td>報告</td></tr><tr><td>組 成（石油学会規格 JPI-5S-77-19）</td><td></td><td>報告</td></tr></table> 〔注〕密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm ³ 以上とすることが望ましい。					項 目		標準的性状	動 粘 度（60℃）	mm ² /S	80～1,000	引 火 点	℃	250 以上	薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2 以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3 以内	密 度（15℃）	g/cm ³	報告	組 成（石油学会規格 JPI-5S-77-19）		報告
項 目		標準的性状																																																																
動 粘 度（60℃）	mm ² /S	80～1,000																																																																
引 火 点	℃	250 以上																																																																
薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2 以下																																																																
薄膜加熱質量変化率	%	±3 以内																																																																
密 度（15℃）	g/cm ³	報告																																																																
組 成（石油学会規格 JPI-5S-70-10）		報告																																																																
項 目		標準的性状																																																																
動 粘 度（60℃）	mm ² /S	80～1,000																																																																
引 火 点	℃	250 以上																																																																
薄膜加熱後の粘度比（60℃）		2 以下																																																																
薄膜加熱質量変化率	%	±3 以内																																																																
密 度（15℃）	g/cm ³	報告																																																																
組 成（石油学会規格 JPI-5S-77-19）		報告																																																																
表2-2-27(1)					表 2-2-27(1) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（兵庫県全域） アゾラ・クリスタータ(アメリカオオカウキサ), アレチウリ, ナガエツルノゲイトウ, ハリエンシユ, プラシノチトメクサ, オオフサモ, オオカリヂサ, オオブタクサ, オオキンケイギク, ミスヒマワリ, ナルトサワギク, オオカナタモ, ボタンウキサ, ホテイアイ, シナタレスズメカヤ(ウーベノクワブグラス), イタドリ(*), イタチハキ, コマツナギ(*), マルハハキ(*), カラメトハキ(*), トウネズミモチ, ヤマハンノキ(*), ヒメヤシャブシ(*), ヒメヤシャブシ(*), オオハヤシャブシ(*), ナンキンハセ, フサフシウツギ(ニシキフシウツギ), ヨモギ(*), オオハコソウ, カモガヤ(オチャードグラス), チカヤ(*), ネズミミギ(イタリアンライグラス), ススキ(*), メトハキ(*), ヤマハキ(*) セイヨウスイレン(スイレン園芸品種含む), ヒイラギナンテン, ケフ, ヒラカンサ類(タチバナモトギ, トキワサンギシ, カサシテマリなど), ハリエンシタ, ニワウルシ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), シナサワグルミ, ウチワセニクサ, コマツヨイクサ, アレチハナカサ, キクイモ, キショウブ, スズメノナギナタ, セイヨウカラシナ(カラシナ), シヤクチリソバ, セイタカアワダチソウ, オオナミミ, コカナタモ, メリケンカルカヤ, ハルカヤ, モウソウチク, セイバンモロコシ, オオバナミズキンバイ, メリケントキンソウ 〔注〕(*)印については、兵庫県内産のみ使用可					表2-2-28(1)					表 2-2-28(1) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（兵庫県全域） アゾラ・クリスタータ(アメリカオオカウキサ), アレチウリ, ナガエツルノゲイトウ, ハリエンシユ, プラシノチトメクサ, オオフサモ, オオカリヂサ, オオブタクサ, オオキンケイギク, ミスヒマワリ, ナルトサワギク, オオカナタモ, ボタンウキサ, ホテイアイ, シナタレスズメカヤ, イタドリ(*), イタチハキ, コマツナギ(*), マルハハキ(*), カラメトハキ(*), トウネズミモチ, ヤマハンノキ(*), ヒメヤシャブシ(*), オオハヤシャブシ(*), ナンキンハセ, フサフシウツギ(ニシキフシウツギ), ヨモギ(*), オオハコソウ, カモガヤ, チカヤ(*), ネズミミギ, ススキ(*), メトハキ(*), ヤマハキ(*), セイヨウスイレン(スイレン園芸品種含む), ヒイラギナンテン, ケフ, ヒラカンサ類(タチバナモトギ, トキワサンギシ, カサシテマリなど), ハリエンシタ, ニワウルシ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), シナサワグルミ, ウチワセニクサ, コマツヨイクサ, アレチハナカサ, キクイモ, キショウブ, スズメノナギナタ, セイヨウカラシナ(カラシナ), シヤクチリソバ, セイタカアワダチソウ, オオナミミ, コカナタモ, メリケンカルカヤ, ハルカヤ, モウソウチク, セイバンモロコシ, オオバナミズキンバイ, メリケントキンソウ, エフクレタスキモ 〔注〕(*)印については、兵庫県内産のみ使用可					適用すべき諸基準類との整合																																														
表2-2-27(2)					表 2-2-27(2) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（神戸市内） オオハヤシギヤブシ, ハコロモモ, 園芸スイレン, タチバナモトギ, トキワサンギシ, キダチコマツナギ, ヤマハキ(*), メトハギ, マルハハキ, ナンキンハセ, シンシユ, ウチワセニクサ, トウネズミモチ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), ヲルニチニチソウ, マルバアサガオ, フサフシウツギ, エフクレタスキモ, ナガバオモダカ, オオカナタモ, コカナタモ, ホテイアイ, シナタレスズメカヤ, オニウシノケサ, ネズミホソミギ, ネズミミギ, ホソミギ, ボウムギ, シュロカヤヅリ 〔注 1〕(*)印については、神戸市内産のみ使用可 〔注 2〕下線部は、表 2-2-27(1) とは異なる植物（産地限定の違いも含む）					表2-2-28(2)					表 2-2-28(2) 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物（神戸市内） オオハヤシギヤブシ, ハコロモモ, 園芸スイレン, タチバナモトギ, トキワサンギシ, キダチコマツナギ, ヤマハキ(*), メトハギ, マルハハキ(*), ナンキンハセ, シンシユ, ウチワセニクサ, トウネズミモチ, セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ), ヲルニチニチソウ, マルバアサガオ, フサフシウツギ, エフクレタスキモ, ナガバオモダカ, オオカナタモ, コカナタモ, ホテイアイ, シナタレスズメカヤ, オニウシノケサ, ネズミホソミギ, ネズミミギ, ホソミギ, ボウムギ, シュロカヤヅリ, コミノネズミモチ(シナイボタ) 〔注 1〕(*)印については、神戸市内産のみ使用可 〔注 2〕下線部は、表 2-2-28(1) とは異なる植物（産地限定の違いも含む）										適用すべき諸基準類との整合																																									

適用すべき諸基準類との整合

適用すべき諸基準類との整合

適用すべき諸基準類との整合

旧（令和6年10月改定版）					新（令和7年10月改定版）														
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項				
編 章 節 条 項					編 章 節 条 項					編 章 節 条 項									